

長野市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成28年4月14日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	近藤満里
同	小林治晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成21年度 包括外部監査 分

指摘事項	当初措置 (22年度)	過去3年の措置状況(1) (平成24年度)	過去3年の措置状況(2) (平成25年度)	過去3年の措置状況(3) (平成26年度)	平成27年度の措置状況	担当課
<p>VI普通財産の貸付に関する事項 2 無償貸付・低額貸付に関する問題点 (2)宗教施設として認定される可能性が高い設置物が設置されている市有地の無償貸付</p>	<p>【保育園(貸付)】(報告書95ページ) 長野市が宗教施設として認定される可能性が高い設置物が設置されている土地を無償で貸付けているのは問題である。宗教施設と認定される可能性のある設置物が設置されている土地を神社に売却したり、有償賃貸にしたり、公園の部分と宗教施設が設置されている部分を交換するなどして、市有地が宗教施設と認定される可能性のある設置物の用地として無償で貸付けられている状態を解消する必要がある。 なお、神社に対して譲渡する場合や有償賃貸にする場合は、神社から無償で賃貸している土地について有償賃貸に改める必要がある。</p>	<p>速やかに個々の事例について現地調査や関係者への聞き取りを行い、過去の経過等を明らかにする。処分方法については、裁判所の判決や他市町村の状況等を参考にしながら慎重に対応していく。</p>	<p>占用者と交渉したところ、土地交換の希望があったことから、平成25年1月、境界立会を実施し、境界を確定。 現在、登記手続き中。</p>	<p>土地交換について占用者と交渉及び登記手続き中。</p>	<p>土地交換について占用者と、交換面積・交換時期を協議し、分筆登記に向け調整中。</p>	<p>市と神社とで土地を交換済。</p> <p>管財課</p>
<p>2 無償貸付・低額貸付に関する問題点 (2)宗教施設として認定される可能性が高い設置物が設置されている市有地の無償貸付</p>	<p>【雑種地(安茂里)】(報告書98ページ) 市有地の位置を特定して、墓地の場所が市有地であれば、墓地の管理者に売却すべきである。</p>	<p>速やかに個々の事例について現地調査や関係者への聞き取りを行い、過去の経過等を明らかにする。処分方法については、裁判所の判決や他市町村の状況等を参考にしながら慎重に対応していく。</p>	<p>平成24年11月、境界立会を実施し、境界の確定交渉中。</p>	<p>境界確定協議中。</p>	<p>売却について関係者と調整中。</p>	<p>墓地の管理者に土地を売却済。</p> <p>管財課</p>